

茨城県庁インターンシップ実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、茨城県（以下「県」という。）が行うインターンシップ（学生実習生の受入れ）制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 県は、学生に対し茨城県庁（以下「県庁」という。）における就業体験の機会を与えることにより、職業意識の向上及び県政に対する理解を深めることを目的として県庁インターンシップを実施する。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校等（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

(実習生の受入手続)

第4条 インターンシップを希望する学生は、茨城県総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に対し、電子申請によりインターンシップを申し込まなければならない。

2 人事課長は、受入れの可否及び実習を行う所属を決定の上、当該学生に通知するものとする。

(報酬等)

第5条 県は、実習の受入れを決定した学生（以下「学生実習生」という。）に対して賃金、報酬及び手当等その他の一切の金品を支給しない。

(実習期間及び実習時間)

第6条 実習期間は、原則として学生実習生ごとに7月から9月までの間において2週間以内で定めるものとする。ただし、県が必要と認めるときは、別に実習期間を定めることができる。

2 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県が必要と認めるときは、別に実習時間を定めることができる。

(学生実習生の服務)

第7条 学生実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を保有したまま、実習を行うものとする。

2 学生実習生は、県の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

3 学生実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 学生実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習を終えた後も同様とする。

5 学生実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。

6 学生実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ受入所属にその旨を連絡しなければならない。

(誓約)

第8条 学生実習生は、この要綱の規定を遵守するため、県に対し別に定める誓約書を事前に提出しな

なければならない。

- 2 学生実習生が在籍する大学等は、前項の誓約書に記載された遵守事項について、学生実習生に対し指導徹底するものとする。

(実習中における事故責任等)

第9条 学生が在学する大学等及び学生実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 学生が在籍する大学等及び学生実習生は、学生実習生が故意又は過失により第7条第2項から第4項までの規定に反して県又は第三者に対して損害を与えた場合は、連帯して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第10条 受入所属は、大学等が学生実習生の実習内容等についての証明を求めたときは、これに応じるものとする。

(協定の締結)

第11条 県及び大学等は、インターンシップの実施に関し、この要綱に定める事項等について事前に協定を締結するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。